

平成28年
第1回1月定例教育委員会議事録

平成28年1月26日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 平成 28 年 1 月 26 日
- 開会時間 午前 9 時 13 分
- 閉会時間 午前 9 時 54 分

2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

第 13 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員

今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員

(2) 議事

第 1 号 大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について

第 2 号 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について

第 3 号 大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の制定について

第 4 号 大野城市学習団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について

第 5 号 大野城市スポーツ登録団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について

(3) 教育長報告

(4) 報告

(5) その他

①教育長の業務報告 (12~1 月分)

②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 28 年 2 月分)

4 出席した委員等 吉富 修 (教育長)

安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春

5 欠席した委員 角 敬之 大石 薫

6 出席した職員

教 育 部 長	見城 俊昭
教 育 政 策 課 長	船越 康二
教 育 振 興 課 長	濱 和代
教 育 指 導 室 長	黒澤 真二
ス ポ ー ツ 課 長	伊藤 廣高
ふるさと文化財課長	平田 哲也
教育政策課係長	石松 茂
教育振興課係長	今長谷 修一

7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前9時13分 開会

○吉富教育長

少し時間は過ぎましたけれども、ただいまより平成28年1月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申し出はあっておりません。

この議事に入ります前に、昨日の小中15校の出校等についての判断とその後の状況について、概略をお知らせいたします。

いろいろ地域の情報を把握してあるかとは思いますが、前夜の24日の時点で、各小中学校とも一斉に10時までに登校するように、昨夜来からの雪の降り方を見て、しっかりと判断しながら、ゆっくりと出ておいでと、安全を確認しながら出ておいでという意味で10時にとのことでございます。あわせて、職員にも鋭意努力をして、子どもが出校するまでには出勤するよという指示も流しているところでございます。

しかしながら、子どもたちの出校の時刻10時が差し迫れば差し迫るほど、特に南地区のほうが地理的条件もありまして、非常に積雪が意に反して多かったということから、このようなときに出校させるのはいかがなものかというご意見、おしかりのお電話を頂戴いたしました。

そこで全体的な校長会等の意見を把握しながら、中学校につきましては休校、それから、小学校につきましては、発達段階等も考慮して、既に小学校のほうにたくさん子どもが出てきているということ、そうすると、今から無条件に帰りなさいということよりも、一旦来ている子どもたちに安全上の指導をして、それから、既に給食の調理も整えつつありましたので、簡易給食を渡すところは渡す、調理が終わったところはきちんとした給食を食べさせた後に、1時半を最終めどにしながら下校させるという方針に変えたところでございます。

いろいろなご意見、ご指導を賜ることができましたけれども、これにつきましては、今後の危機管理の一つとして、15校あるいは教育委員会も含めて、どんな根拠をもとに各学校が保護者のほう、地域のほうにするかしないか、出校させるべきか否かについての判断をすることができる合理的なシステムを整えていくということで、今後の改善の糧にしたいと思っております。

ただ一部、今日は高校の専願試験でございます。それで、中学校3年生の専願試験

者がいますので、当然、私立を受ける子になりますが、その子たちについては、今日に備えて、昨日は最終的な指導ということで、ぜひとも指導しなければならないということでしたので、専願試験に臨む3年生だけは学校に登校させて、指導させたということでございます。このことにつきましては、何も問題はなかったと把握しているところでございます。今日、道すがら、保護者が付き添って専願試験に行く風景も多数見られましたので、十分指導がされたんじゃないかなろうかと思っているところでございます。

また、地域にお住まいの教育委員さんたちでございますので、いろいろご意見等が耳に入っていることがありましたら、ぜひ事務局のほうにお知らせいただきまして、今後の各学校の判断の要素にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お知らせしますが、この件について何か。

どうぞ、高木委員。

○高木委員

その件ですが、ぜひ事務局から教育委員に、こういうふうになっているという連絡をお願いしたいと思います。

私も昨日一日じゅう家におったんですけども、平野中の生徒が楽しそうに遊びよりました。その割には小学生が遊びよらんから、どう。こっちから問い合わせなきゃいけないんですけども、いろんなところから電話が入っててんやわんややろうなど。ですから、もう大野城市はこうしましたというメールだけでようございますので、一方通行で、ぜひお願いしたいと思います。

○吉富教育長

今、高木委員のご指摘の点は反省のところに入っておりますので、今後とも抜けがないようにいたします。よろしいですか。

○高木委員

はい。

〔会議録承認〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

議事録の承認に入ります。

前回の12月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、角委員さんをお願いいたす予定となっております。次回の委員会において署名をお願いいたしますが、今後の出席の動向について確認した後の作業になるだろうと思っておりますので、一応予定はそうとなっております。

〔議 事〕

〔第1号議案 大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について〕

○吉富教育長

それでは、早速ながら議事に入りたいと思います。資料はよろしいですかね。

第1号議案、大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について、説明を事務局お願いいたします。

教育政策課課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

それでは、第1号議案、大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定について説明をいたします。

これはいわゆるマイナンバーの利用に関する法律に基づきまして、平成27年12月議会で、マイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する条例が制定されました。この制定に伴いまして、個人番号を利用する事務、それから、特定個人情報の提供に係る規定を定めるものでございます。

内容といたしましては、就学援助の認定事務におきまして、さまざまな情報を利用いたしますので、それを規定しているものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

説明は全部終わりましたですね。

ただいまの説明に対して、ご質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第1号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第1号議案は承認すべきものと決めます。

〔第2号議案 大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

続きまして、早速ながら第2号議案に進めさせていただきます。

第2号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について、説明を願います。事務局お願いいたします。

濱課長、お願いいたします。

○濱教育振興課長

それでは、第2号議案、大野城市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について説明をさせていただきます。

大野城市立学校施設使用について、次年度開始予定の放課後子ども教室事業、それから、留守家庭児童保育所の対象児童の学年拡大による利用増が見込まれること、また、地域からの学校施設利用の増加が見込まれることに対応することを目的として、全体的な構成の修正、規則の文言の変更を行うものです。

主な変更点といたしましては、これまで留守家庭児童保育所の特別教室の利用申請

を学校長との協議という形にしておりましたが、これを教育委員会に申請を行うという形に変更いたします。こちらは第3条になります。

それから、使用団体の明確化ということで、これまでは市内の成人を含む10人以上の会員を有しという形でしておりましたが、それに加えて、市教育委員会登録団体、留守家庭児童保育所、放課後子ども教室等の団体ということを明記しております。

それから、教育委員会の責任ということに対してましては、第10条の賠償責任で記載を行っております。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

変更の主たる部分についてのご説明がございました。よりよく理解する意味でのご質問がございましたらお願いいたします。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

別表にありますね、利用の時間ですね。特に土曜日が午後7時から9時となっておりますね。恐らく学校のいろんな業務とか部活動との兼ね合いがあるんですけども、冬場なんかは、特に中学校は早く帰りますよね。その辺の兼ね合いはないんですかね。

極論を言うと、体育館を使用する場合、夏場なんかは7時過ぎまでに完全下校といいますか、やっていますね。冬場は、もう日没には生徒を帰すということですので、その辺の、一律7時なら7時でいいんですけども、学校もいろんなので使っているかもわかりませんし、ちょっとそれをお聞きしたかった。冬時制と夏時制があるのかどうか。

○吉富教育長

スポーツ課長、お願いいたします。

○伊藤スポーツ課長

やはり、どうしても中学校となると部活のほうが優先するということがありますので、そういった活動に配慮して、このような形の時間に行っているところではございます。

○吉富教育長

現実的には、いろいろな部活の事情を最大限考慮したという返答でございますが。

○高木委員

じゃあ、夏時制と冬時制じゃなくて、もう一切7時からということですね。

○伊藤スポーツ課長

はい。そういうふうに今のところは考えております。

○吉富教育長

高木委員、よろしいですか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ほかの点からございますか。

どうぞ、高木委員。

○高木委員

今後の見通しとして、社会体育が盛んになってくると、その辺が1時間ぐらい考慮してもいいのかなという個人的な考えは持っております。

だから学校施設を、やはり学校の子どもたちの活動に支障があったらいけませんし、私は夏時制と冬時制ぐらいを、今すぐどうのこうのではないですけども、これから先、社会教育がより地域に根ざしてやるのであれば、そういう場所の提供も考慮していいんじゃないかなと思って述べさせていただきました。

以上です。

○吉富教育長

スポーツ課長、お願いいたします。

○伊藤スポーツ課長

スポーツ課としては非常にありがたいご意見ではあります。現場の学校長さんのほうとまた協議しながら、そういったことが可能であれば、ぜひそういった使用をできる方向でできれば非常にありがたいと思っておりますので、今後、検討していきたいと思えます。

○吉富教育長

よろしいですか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

使用時間等についてのお尋ねでございました。進めてよろしゅうございますか。

それでは、これより採決に入ります。

第2号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第2号議案は承認すべきものと決めます。

〔第3号議案 大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の制定について、
第4号議案 大野城市学習団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について、
第5号議案 大野城市スポーツ登録団体に関する規程を廃止する規程の制定について〕

○吉富教育長

次、早速第3号議案に入りますが、第3号議案から第5号議案までは関連議案となりますので、一括して事務局より説明を受け、その後にそれぞれについての承認の決をいただくように考えております。

それでは、第3号議案、大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の制

定について、第4号議案、大野城市学習団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について、第5号議案、大野城市スポーツ登録団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について、説明をお願いいたします。

スポーツ課長、お願いいたします。

○伊藤スポーツ課長

それでは、第3号議案、第4号議案、第5号議案について説明をいたします。

まず、第3号議案について説明をいたします。大野城市学習・スポーツ登録団体の登録に関する規程の制定についてでございます。

この件につきましては、先月の教育委員会の協議会の中でも説明をさせていただきました。その中で指摘をいただいた点、また、法制と協議する中で修正した点がございます。

この議案の19ページから30ページの様式については、前回の説明では添付していなかったため、今回添付させていただいております。

第3号議案の内容につきましては、別に議案の資料というのをお手元にお持ちでしょうか。前回の協議会の中で説明した内容とは変わっておりません。この中に趣旨、理由、それと主な改正点、登録の決定について、登録の取り消し後の再登録というところで説明を書かせていただいております。

趣旨だけの説明をもう一度させていただきたいと思っております。

1番の趣旨というところで、教育委員会のほうで所管する、教育振興課が所管する学習団体とスポーツ課が所管するスポーツ登録団体の登録要件について、統一的な運用を図るため、それぞれの規程を廃止し、登録要件を統一した規程を新たに定めるものが大きな理由でございます。

以下の点についてはご説明しておるところもございますので、省略させていただきたいと思っております。

お手元の資料の14ページから19ページについては、前回の協議会での説明からの変更箇所等に色塗りをしています。内容について、法制担当からの指摘等により行った文言の整理等が主なものです。

この中で、18ページを御覧ください。一番下のところにありますが、前回の協議会で説明したときにご指摘をいただいた点について、附則の中で経過措置として入れております。

第3号議案についての説明は以上のとおりです。

次に、第4号議案について説明をいたします。大野城市学習団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定について、議案の31ページになります。

これにつきましては、第3号議案のほうで、それぞれの学習とスポーツの団体のほうを一つの規定にしておりますので、第4号議案の内容につきましては、この学習団体の登録に関する規程のほうを廃止するものです。

次に、第5号議案です。大野城市スポーツ登録団体の登録に関する規程を廃止する規程の制定についてでございます。

これにつきましても、先ほど説明しております第3号議案で規程を制定しておりますので、第5号議案に関するものを廃止するものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

第3号議案によって規程されたものによって、第4号議案、第5号議案が廃止するということの関連はいいですね。

それでは、それぞれについてのお尋ねがございましたら、どうぞお願いいたします。
高木委員、どうぞ。

○高木委員

質問はないんですけども、部活動で、特にスポーツクラブにおいて、外部コーチが入られますね。講習を受けなければいけないということは、ぜひお願いしたいと思います。

私は現職のときに、一部の部活で外部コーチの発言等に問題がありまして、非常に苦慮した部分がありました。

これは専門のプロを養成するんじゃない、中学校の部活だということですね。

その辺もやっぱりきちんと、言いにくくもあるんですけども、やっぱり教育の一環だということ、勝利主義に走らないということについて講習をよろしく願いしたいなと思います。

○吉富教育長

スポーツ課長、お願いします。

○伊藤スポーツ課長

今の件につきまして、講習会としましては、体育協会がしっかりと講習をしております。それとは別に、スポーツ課が行っております指導者講習会、3月に行っておりますが、それに参加していただいて講習をしているところでございます。

今後も外部コーチというのが今から増えてくるんじゃないかと思っておりますので、高木委員がおっしゃるように、そのところはしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○吉富教育長

高木委員からは、実践の場を踏まえた、留意すべき点を指摘していただきまして、大変心強うございました。ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、質問がないということで、これより採決に入ります。

まず、第3号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第3号議案は承認すべきものと決めます。

続きまして、第4号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第4号議案は承認すべきものと決めます。

続いて、第5号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第5号議案は承認すべきものと決めます。

以上、予定されておりました議案につきましては終わりました。

続きまして、教育長報告に移らせていただきますが、事務局、何かあるんですか。

○船越教育政策課長

今回の議事録の署名について。

○吉富教育長

はい、わかりました。

冒頭で申し述べましたように、今回の議事録の署名につきましては、今回の事情に鑑み、安部委員にお願いしとうございますが、よろしゅうございましょうか。

○安部委員

はい、承知しました。

○吉富教育長

それでは、次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

事務局、それでいいですか。

○船越教育政策課長

はい、ありがとうございます。

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

〔その他〕

(1) 教育長の業務報告 (12～1月分)

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成28年2月分)

○吉富教育長

じゃあ、ないようでございますので、これをもちまして、1月の定例教育委員会につきましては終了させていただきます。閉会いたします。ありがとうございました。

午前9時54分 閉会